

浅口市新型インフルエンザ等対策行動計画

(新型インフルエンザ等対策特別措置法対応版)

平成 2 6 年 7 月

浅 口 市

目次

I. はじめに	- 1 -
II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 3 -
II - 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 3 -
II - 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	- 4 -
II - 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	- 5 -
II - 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	- 5 -
II - 5. 対策推進のための役割分担	- 7 -
II - 6. 行動計画の主要6項目	- 8 -
1 実施体制	- 9 -
2 情報収集・情報提供・共有	- 13 -
3 まん延防止	- 13 -
4 予防接種	- 14 -
5 医療	- 16 -
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 17 -
II - 7. 発生段階	- 17 -
III. 各段階における対策	- 19 -
未発生期	- 20 -
1 実施体制	- 20 -
2 情報収集・情報提供・共有	- 20 -
3 まん延防止	- 21 -
4 予防接種	- 21 -
5 医療	- 22 -
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 22 -
海外発生期	- 23 -
1 実施体制	- 23 -
2 情報収集・情報提供・共有	- 23 -
3 まん延防止	- 24 -
4 予防接種	- 24 -
5 医療	- 24 -
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 24 -
国内発生早期	- 26 -
1 実施体制	- 26 -
2 情報収集・情報提供・共有	- 26 -
3 まん延防止	- 27 -
4 予防接種	- 27 -
5 医療	- 28 -
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 28 -

国内感染期	- 30 -
1 実施体制	- 30 -
2 情報収集・情報提供・共有	- 30 -
3 まん延防止	- 31 -
4 予防接種	- 31 -
5 医療	- 32 -
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 32 -
小康期	- 34 -
1 実施体制	- 34 -
2 情報収集・情報提供・共有	- 34 -
3 まん延防止	- 34 -
4 予防接種	- 35 -
5 医療	- 35 -
6 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 35 -
参考資料	- 36 -
用語解説	- 42 -

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ ※ は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス ※ とウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック ※ ）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性 ※ が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症 ※ が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関※、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 取組の経緯

国では、平成 17 年 12 月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律および検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で、新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年 2 月に、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1） ※ がメキシコで確認され、世界的大流行となったが、我が国ではこの対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性※ が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

これを踏まえ、国は、新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成 24 年 4 月に、病原性 ※ が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症 ※ も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定された。

そして、平成 25 年 6 月には、特措法第 6 条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）を作成するに至った。

岡山県においては、平成 17 年 12 月に「岡山県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定後、平成 21 年 11 月に改訂、平成 24 年 3 月には 新型インフルエンザ(A/H1N1) ※ 対策の経験等を踏まえ改訂し、感染拡大を最小限にとどめるための具体的な対応策を定めている。

そして、特措法第 7 条及び政府行動計画に基づき、平成 25 年 10 月に「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）を策定した。

3. 浅口市行動計画の作成

浅口市では、平成 22 年 10 月、国の新型インフルエンザ対策行動計画及び岡山県新型インフルエンザ対策行動計画との整合性を保ちながら、市民の健康を守り、安全・安心を確保することを目的として、「浅口市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

この度、政府行動計画と県行動計画の策定を受けて、浅口市も特措法第 8 条の規定により、県行動計画に基づき、「浅口市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成する。

市行動計画は、平成 22 年に作成した「浅口市新型インフルエンザ対策行動計画」を見直し、市の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置や体制に関する事項、他の地方公共団体やその他の関係機関との連携に関する事項等を定めるものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、県行動計画の対象とするものと同様であり、以下のとおりである。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症 ※ で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ ※（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、県行動計画の「国内外で鳥インフルエンザ ※ が人で発生した場合等の対策（参考）」において、市の関係部署は県と連携し、情報提供・共有、予防・まん延防止に取り組むものとする。

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行い、また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行うものとする。

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ - 1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難である。また、**病原性が高くまん延の恐れがある**新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供が円滑に行うことができない事態が想定される。そのため、市は、新型インフルエンザ等対策を地域における危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

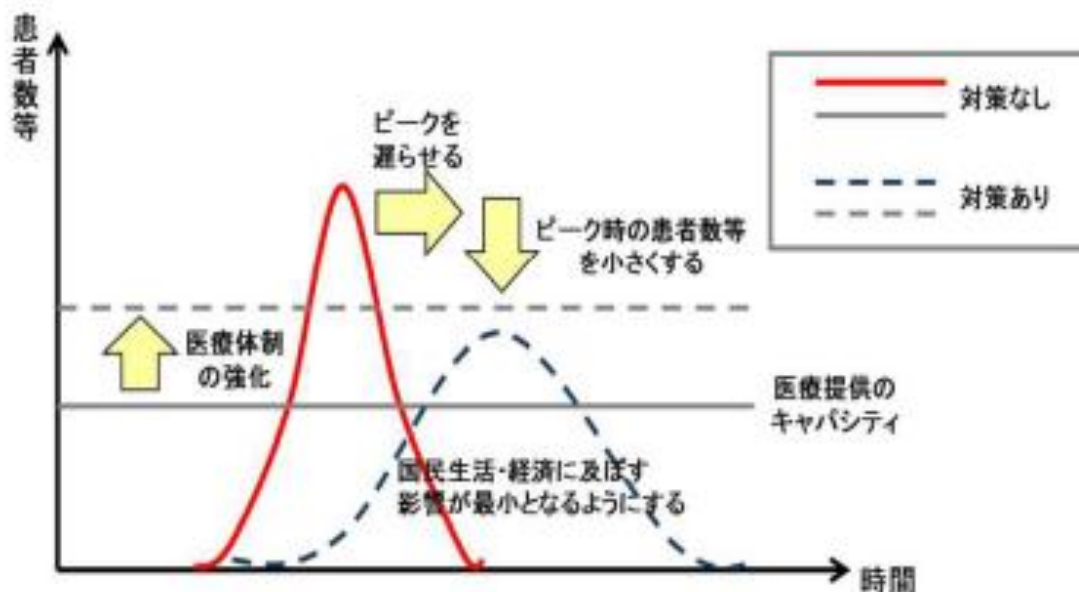
1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、必要な患者が適切な医療が受けられるようにする。
- 適切な医療提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



Ⅱ - 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミック ※ の経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性 ※ の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性 ※ が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。(具体的な対策については、Ⅲ. において、発生段階ごとに記載する。)

○ 発生前の段階では、市民に対する啓発や事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

○ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、国や岡山県の状況を確認しながら、対策実施のための体制に切り替える。

○ 国内外の発生当初などの病原性 ※ ・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、適切な対策へと切り替えることとする。

○ 県内の発生当初の段階では、岡山県と連携して、感染拡大のスピードをできる限り抑える対策を講ずる。

○ 県内で感染が拡大した段階では、岡山県等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

○ 事態によっては、地域の実情等に応じて、岡山県等と連携して、医療機関も含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

○ 市は、特措法の規定に基づく住民に対する予防接種の実施主体であり、国が示す接種の優先順位を踏まえ、全市民が速やかに接種できるように、岡山県及び関係医療機関等の連携協力による接種体制を構築する。

○ 市は、あらゆる媒体を活用して正確かつ迅速に情報提供を行うことはもちろん、高齢者や障害者等の要援護者に対しても、必要とする情報が確実に行き届くよう、関係機関・関係団体等との連携により、対策を講ずる。

Ⅱ - 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、県行動計画、市行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

県から医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等がなされる場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症 ※ が発生したとしても、病原性 ※ の程度や抗インフルエンザウイルス薬 ※ 等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長（市長）は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、岡山県対策本部長（県知事）に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

4. 記録の作成・保存

市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

Ⅱ - 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ ※（H5N1）等に由来する病原性 ※ の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率 ※ となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザ等発生の流行規模は、出現したウイルスの病原性 ※ や感染力の強さ等により左右されるものである。国の行動計画における全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、市の医療機関を受診する患者数は、約 3,700 人～約 7,000 人の推計となる。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬 ※ 等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

		重度	中等度
受診者数	全国	2,500万人	1,300万人
	岡山県	38万人	20万人
	浅口市	7,000人	3,700人
入院患者数	全国	200万人	53万人
	岡山県	3万人	8,000人
	浅口市	550人	150人
死亡者数	全国	64万人	17万人
	岡山県	1万人	2,600人
	浅口市	185人	50人
1日当たり 最大入院患者数	全国	39万9千人	10万1千人
	岡山県	6,000人	1,500人
	浅口市	110人	28人

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く。

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

想定流行規模での社会・経済的な影響としては、流行段階や業態により異なるが、一つの例として、市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。また、従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、その家族の罹患等により、従業員の最大 40%が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

さらに、市民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等で社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足する恐れもあり、

あらゆる面で様々な影響が出ることが予想される。

Ⅱ - 5. 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関 ※ が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2. 地方公共団体の役割

【県】

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国から示された基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を決定した上で的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確に対応を行う。

【市】

市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国及び県から示された基本的対処方針に基づき、以下の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市は、市民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

対策の実施に当たっては、岡山県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関 ※ は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5. 登録事業者 ※

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要とされている。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めることとされている。

6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7. 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、**季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。**また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための**個人レベルでの対策を実施するよう努める。**

II - 6. 行動計画の主要 6 項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報収集・情報提供・共有」、「(3) まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の主要 6 項目とする。

1 実施体制

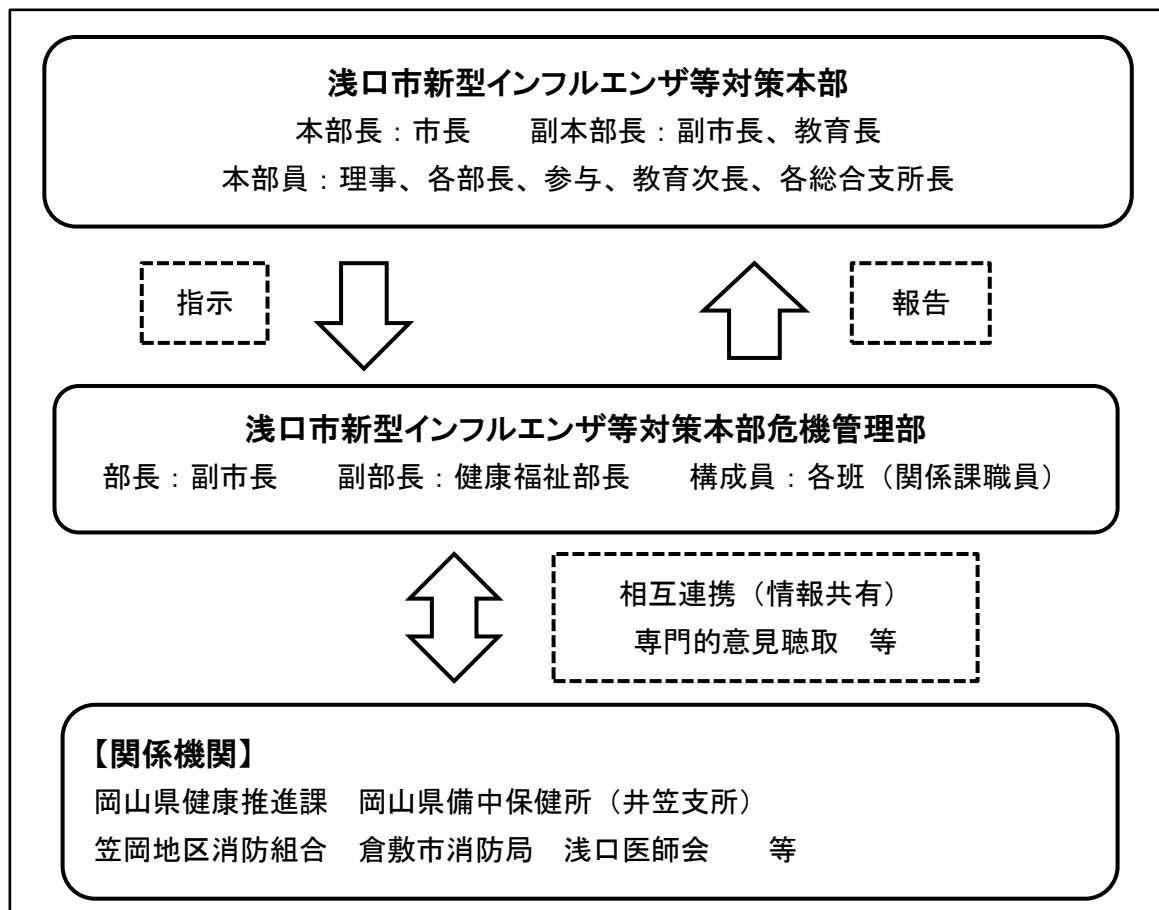
新型インフルエンザ等は、その病原性 ※ が高く、感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、地域全体の社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市は、新型インフルエンザ等が発生する前から各関係部署等と連携の上、横断的な会議の開催等を通じて、事前準備の進捗状況を確認し、庁内一体となり、総合的かつ効果的な対策を推進する。また、市は、岡山県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に努める。

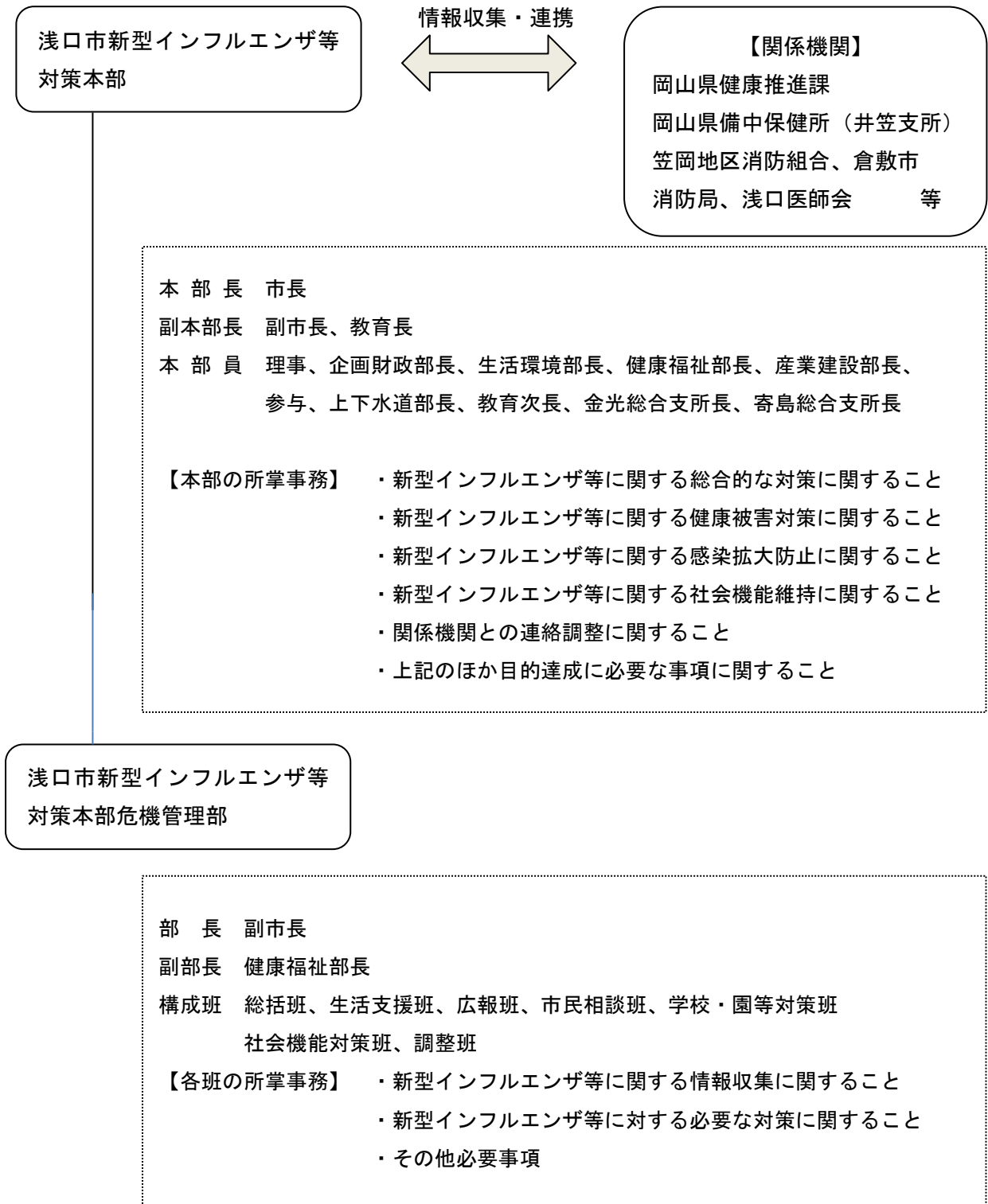
国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、国が、特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った以降は、市対策本部を立ち上げ、必要な措置を講ずる。

また、状況に応じ庁内一体となった対策を強力に推進し、必要に応じ医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聞きながら、本部危機管理部の各班により必要な対策を行う。

<浅口市新型インフルエンザ等対策 実施体制>



＜浅口市新型インフルエンザ等対策 組織体制＞



【浅口市新型インフルエンザ等対策本部事務局】

担当課：健康福祉部健康推進課

＜浅口市新型インフルエンザ等対策 所掌事務＞

班名等	所掌
総括班 健康推進課長(班長) 健康推進課(健康福祉部) 社会福祉課(健康福祉部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連絡及び調整に関すること。 ・ 本部内の連絡及び調整に関すること。 ・ 情報の収集及び管理に関すること。 ・ 市民の健康管理に関すること。 ・ 臨時予防接種に関すること。 ・ 市民に対する医療の確保に関すること。 ・ 高齢者を除く要支援者等の生活相談及び生活支援に関すること。
生活支援班 高齢者支援課長(班長) 高齢者支援課(健康福祉部) 総合支所健康福祉課・市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の要支援者等の支援に関すること。 ・ 高齢者の生活相談及び生活支援に関すること。
広報班 政策課長(班長) 政策課(企画財政部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関等への広報調整に関すること。 ・ 風評被害の防止に関すること。 ・ 市民への情報伝達に関すること。
市民相談班 市民課長(班長) 市民課(生活環境部) 税務課(生活環境部) 総合支所市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民からの相談に関すること。 ・ 遺体の埋葬及び火葬の許可について臨時の窓口の設置及び運営に関すること。
学校・園等対策班 学校教育課長(班長) 学校教育課(教育委員会) 教育総務課(教育委員会) こども未来課(教育委員会) 文化振興課(教育委員会) 生涯学習課(教育委員会) 教育委員会分室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児、児童生徒、教職員の安全・衛生確保に関すること。 ・ 文化施設、体育施設等の安全・衛生確保に関すること。 ・ 学校、幼稚園、保育所等の運営に関すること。 ・ 保護者への支援に関すること。

<p>社会機能対策班</p> <p>産業振興課長(班長)</p> <p>産業振興課(産業建設部)</p> <p>建設課(産業建設部)</p> <p>建設業務課(産業建設部)</p> <p>まちづくり課(産業建設部)</p> <p>工業団地推進室(産業建設部)</p> <p>環境課(生活環境部)</p> <p>水道課(上下水道部)</p> <p>下水道課(上下水道部)</p> <p>会計課</p> <p>農業委員会事務局</p> <p>総合支所産業建設課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業活動への影響等の調査に関すること。 ・ 移動制限、建物等立入制限に関すること。 ・ 汚染された物件の廃棄等に関すること。 ・ 汚染された場所の消毒に関すること。 ・ 死亡獣畜の適正処理の指導に関すること。 ・ 特定動物の適正管理指導に関すること。 ・ 飲料水施設における健康被害の調査及び報告に関すること。 ・ 清掃施設組合、岡山県西部衛生施設組合の連絡調整に関すること。 ・ 食料及び生活必需品の安定供給等に関すること。
<p>調整班</p> <p>総務課長(班長)</p> <p>総務課(企画財政部)</p> <p>財政課(企画財政部)</p> <p>地域創造課(企画財政部)</p> <p>議会事務局</p> <p>総合支所市民生活課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理に関する総合調整に関すること。 ・ 地元警察署、消防署等との連絡調整に関すること。 ・ 自衛隊等への派遣要請、受入れ対応に関すること。 ・ バス・鉄道等の公共交通、流通貨物その他輸送機関の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関すること。 ・ ライフライン事業者との連絡調整に関すること。 ・ 部内各課の健康被害の状況の調査・報告その他連絡調整に関すること。職員の動員その他各部間の応援の調整及び配備に関すること。 ・ 非常用食料の備蓄と供給体制の調整に関すること。

2 情報収集・情報提供・共有

(1) 情報収集・情報提供・共有の目的

市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、岡山県等と連携協力し、役割を認識し、十分な情報収集を基に判断し、適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、関係機関相互のコミュニケーションが必須である。

(2) 情報収集・情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。市対策本部危機管理部の広報班と適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整する。

(3) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、高齢者、障害者、外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供のためインターネット等を含めた多様な媒体を用いる。

(4) 市民等への情報提供

(ア) 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

(イ) 市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮した広報活動をしていくことも重要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

3 まん延防止

(1) まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時

の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型コロナウイルス等の病原性 ※ ・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、**職場対策の徹底等や、新型コロナウイルス等緊急事態においては外出や集会の自粛要請等の地域対策、職場対策を実施することで、人と人との接触をできるだけ減らし、感染が拡大しないようにする。**

4 予防接種

(1) 予防接種の目的

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型コロナウイルス等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。 **なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型コロナウイルスに限って記載する。**

【特定接種】

(ア) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、**以下の①から③に該当するものとされている。**

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下、「登録事業者 ※ 」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型コロナウイルス等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型コロナウイルス等対策の実施に携わる地方公務員

(詳しい内容は参考資料—1を参照)

また、新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

(イ) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

なお、特定接種の接種費用は、実施主体が負担するとされている。

【住民接種】

(ア) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

なお、この場合の接種費用は、原則国1/2、岡山県1/4、浅口市1/4の割合で負担するとされている。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を市が行うこととなる。

この場合の接種費用は、自己負担とするが、経済的理由により接種費用を負担することができないと認められた者に対し、接種費用の減免措置を行うことができるとされている。

接種費用については、接種に係るコスト等が適切に評価されるよう設定する。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類されるとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方で整理されるが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国において決定される。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することが基本とされる。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない

小児の保護者を含む。)

- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いて考えるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し（特措法第46条第2項）、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方など踏まえ国において判断される。

（イ）住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

（ウ）留意点

- ① 危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性 ※ などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。
- ② 接種対象者が、予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合その健康被害の状況に応じて、特定接種の場合は、その実施主体が、住民接種の場合は、市が給付を行う。

5 医療

（1）医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的、急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、重要である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

（2）医療体制の整備

新型インフルエンザ等が発生した場合、岡山県は、**保健所・支所**を圏域単位として、「地域連絡会議」等を設置し、関係者と連携を図りながら、医療体制の整備を進めていく。

市は、保健所、浅口医師会等と連携を図りながら、医療体制の整備に協力する。

岡山県において「帰国者・接触者外来 ※」、「帰国者・接触者相談センター ※」が設置された場合、市においても、その周知を図る等の協力を行う。

また、新型インフルエンザ等発生時には、患者数の増加が予想されるため、対象者の振り分けを行い、在宅療養を含めた、医療体制の整備をしていくことも重要である。

そのため、医療の分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、**県**や浅口医師会等との関係機関のネットワークを構築していく。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民生活及び市民経済の安定の確保の目的

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、市は岡山県や医療機関等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行う。

(2) 要援護者対策

一人暮らしや夫婦のみの要介護の高齢者世帯や障害者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、生活を維持することが困難になることが予測される。

このため、日頃から関係部署、地域の様々な関係機関や関係団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、日頃の見守り情報を最大限活用し、適切な支援につなげられるように対策を検討する。

さらに、保育所等の社会福祉施設の使用制限については、特に支援が必要な利用者のために、状況によっては、柔軟な対応ができるよう発生前から関係機関等と連携し、仕組みづくりを検討する。

II - 7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、政府行動計画で示されている発生段階を引用するが、国全体での発生段階の移行については、世界保健機関（WHO）のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとされている。

地域での発生段階は、国と協議の上で、岡山県が判断することとされている。市においては、市行動計画で定められた対策を国や岡山県が定める段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性がある。また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する。

<発生段階>

発生段階	状 態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		(地域発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大～まん延～患者の減少	(地域感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

未発生期

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国や岡山県との連携の下、情報収集に努める。

1 実施体制

(1) 行動計画等の作成

市は、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び各部署における事業継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(健康福祉部、企画財政部、関係部署)

(2) 岡山県等との連携強化

市は、岡山県や笠岡地区消防組合、倉敷市消防局、関係機関・団体等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認を行う。また、訓練についても実施するよう努める。(健康福祉部、企画財政部、関係部署)

2 情報収集・情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

市は、国及び岡山県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集し、市民に提供する。

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、インターネット等を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(健康福祉部、企画財政部、関係部署)
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(健康福祉部、教育委員会、関係部署)

(2) 体制整備等

市は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供ができるよう、情報共有責任者を明確にする等の体制を構築する。また、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。(健康福祉部、企画財政部、教育委員会、関係部署)

3 まん延防止

(1) 個人等における対策の普及

市は、学校・事業者等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター ※ に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように、**不要な外出を控えること**、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康福祉部、教育委員会、関係部署)

4 予防接種

(1) 登録事業者の登録

- ① 市は、国が実施する登録事業者 ※ の登録業務について、必要に応じて協力する。(健康福祉部、関係部署)
- ② 市は、特定接種の対象となる市職員等を把握する。(健康福祉部、企画財政部)

(2) 接種体制の構築

新型インフルエンザ等が発生した場合、予防接種は、原則として**集団的**接種とする。

【特定接種】

市は、市職員等について、特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築する。(健康福祉部、企画財政部、関係部署)

【住民接種】

- ① 市は、国及び岡山県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制の構築を図る。(健康福祉部、関係部署)
- ② 市は、速やかに接種することができるよう、浅口医師会等の関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種時期の周知・予約等接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康福祉部、関係部署)
- ③ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市外における接種を可能にするため、市は、各自治体相互で迅速かつ簡略に実施しうる広域の体制整備に努める。(健康福祉部、関係部署)

5 医療

(1) 地域医療体制の整備

市は、岡山県及び保健所と連携を図りながら、笠岡地区消防組合、倉敷市消防局、浅口医師会、その他関係機関等と連携し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。(健康福祉部、関係部署)

(2) 研修等

市は、岡山県、保健所、笠岡地区消防組合、倉敷市消防局と連携しながら、県内発生を想定した研修や訓練に協力を行う。(健康福祉部、企画財政部、関係部署)

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 食料品、生活必需品の備蓄等

市は、岡山県と連携し、市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の事前の準備を呼びかける。(健康福祉部、関係部署)

(2) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、浅口市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、その他関係機関等と連携し、高齢者、障害者等の要援護者の状況把握に努め、要援護者台帳の活用についても検討する。また、岡山県と連携し、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への見回り、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、その具体的支援体制の整備を進める。(健康福祉部、企画財政部、関係部署)

(3) 火葬能力等の把握

市は、岡山県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に協力する。また、戸籍事務担当部局等の調整も図り、円滑に対策が進められるようにしておく。(健康福祉部、生活環境部、関係部署)

(4) 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、個人防護具 ※、その他の物資及び資材の備蓄等を行い、または施設及び設備の整備等を行う。(健康福祉部、企画財政部)

海外発生期

目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

1 実施体制

(1) 市の体制強化等

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、情報収集や協議を行い、市対策本部設置に向けた準備等を進める。(健康福祉部、関係部署)
- ② 世界保健機関(WHO)が新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症 ※ の発生を公表し、政府及び岡山県が対策本部を設置する場合には、市は、国及び岡山県が決定する「基本的対処方針」に従い、国内発生時に備え、対策を総合的に推進するために必要な準備を具体的に検討する。(健康福祉部、関係部署)

2 情報収集・情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び岡山県等の関係機関を通じて必要な情報を収集し、必要に応じて市民に提供する。

- ① 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、各種媒体等の活用を基本としつつ、インターネット等を活用し、分かりやすく、できる限りリアルタイムに情報提供及び注意喚起を行う。(健康福祉部、教育委員会、関係部署)
- ③ 市は、広報担当を中心としたチームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信を行う。市は、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう調整する。(健康福祉部、企画財政部、関係部署)

(2) 情報共有

市は、国、岡山県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(健康福祉部、教育委員会、関係部署)

3 まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

市は、未発生期の対策を踏まえて引き続き、国や岡山県から提供される情報を有効に活用し、まん延防止対策の実施を進めていく。(健康福祉部、関係部署)

4 予防接種

(1) 接種体制

【特定接種】

市は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携し、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉部、企画財政部、関係部署)

【住民接種】

- ① 市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、**必要に応じ**岡山県と連携して、接種体制の準備を行う。(健康福祉部)
- ② 市は、国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、健康福祉センター、保健センター等での**集団的な**接種を行うための接種体制を構築する。(健康福祉部、関係部署)

5 医療

(1) 医療体制の整備

市は、新型インフルエンザ等患者の発生に備え関係機関とともに岡山県に協力して、市内の医療体制の整備を図る。また、必要時には医療機関等へ情報提供を行う。(健康福祉部、関係部署)

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、未発生期の対策を引き続き実施するとともに、地域における見守り活動を継続して実施し、国内発生に備えた準備を行う。(健康福祉部、関係部署)

(2) 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(健康福祉部、関係部署)

国内発生早期

目的：

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える
- 2) 患者に適切な医療を提供する
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

1 実施体制

(1) 市の体制強化等

市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、全庁的な対応体制の強化に努める。また、国や岡山県からの情報収集により、市対策本部の設置の検討を行う。(健康福祉部、関係部署)

【緊急事態宣言の措置】

(1) 市対策本部の設置

市は、国において、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。(健康福祉部、企画財政部、関係部署)

2 情報収集・情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国及び岡山県等の関係機関を通じて必要な情報を収集し、必要に応じて市民に提供する。

- ① 市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内及び市内の発生状況と具体的な対策等を情報提供する。(健康福祉部、教育委員会、関係部署)
- ② 市は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(健康福祉部、教育委員会、関係部署)
- ③ 市は、市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて岡山県等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して、市民の不安等に応じるため、次の情報提供に反映する。(健康福祉部、関係部署)
- ④ 市民への周知に当たっては、町内会長、愛育委員・栄養委員、民生委員・児童委員等を通じた広報物の配布等により、できる限りきめ細かな対応を行う。(健康福祉部、関係部署)

(2) 情報共有

市は、国・岡山県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(健康福祉部、教育委員会、関係部署)

3 まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

市は、国及び岡山県と連携して、岡山県等からの市民、事業者等に対しての要請状況を確認し、引き続き、市民等に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策に努めるよう周知する。(健康福祉部、関係部署)

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

(1) まん延防止対策等

市は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、岡山県から住民に対し、潜伏期間や治療までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請があれば適宜協力する。

また、特措法第 45 条第 2 項に基づき、岡山県から学校、保育所等(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請があれば適宜協力する。

また、特措法第 24 条第 9 項に基づき、岡山県から学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請があれば適宜協力する。

また、特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、人々の生命・健康の保護、生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、岡山県から特措法第 45 条第 3 項に基づき指示が行われた場合は適宜協力する。

4 予防接種

(1) 住民接種

- ① 国は、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を基に、接種順位を決定する。パンデミックワクチンが全員分製造されるまで一定の期間を要するが、市は、ワクチン供給が可能になり次第、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。(健康福祉部)

- ② 市は、接種の実施に当たり、国及び岡山県、浅口医師会と連携して、健康福祉センター・保健センター・学校など公的施設の活用や、医療機関に委託すること等により接種会場を確保して原則として浅口市の区域内に居住する者を対象に集団的接種等を行う。(健康福祉部)

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

(1) 臨時の予防接種

市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康福祉部)

5 医療

(1) 医療体制の整備

- ① 市は、国や岡山県、浅口医師会等と連携のもと、国や岡山県から提供される情報について、迅速に医療機関等へ提供を行う。(健康福祉部、関係部署)
- ② 市は、岡山県と協力して、患者が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来 ※ を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制への移行についての周知広報に協力する。(健康福祉部、関係部署)

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者への支援

市は、引き続き、地域における見守り活動等を実施し、要援護者への支援を行う。(健康福祉部、関係部署)

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(1) 水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道課)

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(健康福祉部、関係部署)

国内感染期

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

1 実施体制

(1) 市の体制強化等

市は、国や岡山県の基本的対処方針の変更を受けて、市対策本部において基本的対処方針を変更し、全庁的な対応体制を決定する。(健康福祉部、関係部署)

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行うこととしている。

(1) 市対策本部の設置

市は、国において、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。(健康福祉部、企画財政部、関係部署)

(2) 他の地方公共団体による代行、応援等

市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。(健康福祉部、関係部署)

2 情報収集・情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き国及び岡山県等の関係機関を通じて必要な情報を収集する。

- ① 市は、引き続き、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内及び県内の発生状況と具体的な対策等を、分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(健康福祉部、教育委員会、関係部署)
- ② 市は、引き続き、特に個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また社会活動の状況についても、情報提供する。(健康福祉部、教育委員会、関係部署)
- ③ 市は、引き続き、町内会長、愛育委員・栄養委員、民生委員・児童委員等を通じて、

要援護者等に対しても確実に情報が行き渡るよう、きめ細かな情報提供を行う。

(健康福祉部、関係部署)

3 まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

市は、国及び岡山県と連携して、国内発生早期の対策を引き続き、実施する。(健康福祉部、関係部署)

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(1) 感染対策の徹底の要請、外出自粛の要請に係る県の取り組みへの協力

市は、岡山県が市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治療までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請を行う場合には、県の取り組みに協力する。(健康福祉部、関係部署)

(2) 施設の使用制限等の要請に係る県の取り組みへの協力

市は、岡山県が特措法第45条第2項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請等を行う場合には、県の取り組みに協力する。

また、特措法第24条第9項に基づき、岡山県から学校、保育所等以外の施設についても、職場を含め感染対策の徹底の要請があれば協力する。

また、特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、人々の生命・健康の保護、生活・経済の混乱を回避するため特に必要と認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う場合には、県の取り組みに協力する。(健康福祉部、教育委員会、関係部署)

4 予防接種

(1) 予防接種

市は、国内発生早期の対策を継続するとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康福祉部)

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(1) 臨時の予防接種

市は、国内発生早期の対策を継続し、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(健康福祉部)

5 医療

(1) 在宅で療養する患者への対応等

市は、岡山県と協力し、引き続き、国内発生早期の対策を実施していく。また、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（健康福祉部、関係部署）

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、岡山県が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、必要な協力を行う。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者への支援

市は、引き続き、地域における見守り活動等の強化を図り、要援護者への支援を行う。（健康福祉部、関係部署）

【緊急事態宣言がされている場合において、市が必要に応じて講じる措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(1) 水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（水道課）

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（関係部署）

② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係部署）

③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。(関係部署)

(3) 要援護者への生活支援

- ① 市は、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会等に対して、「要援護者名簿」を活用した平時からの地域における見守り活動等の取り組みの中で、支援を必要とする在宅の要援護者及びその支援のニーズを把握するよう努め市及び医療機関、福祉サービス事業所に相談、連絡することにより、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援につなげていくよう要請する。(健康福祉部、関係部署)
- ② 市は、要援護者の医療機関への搬送、死亡時の対応や、緊急を要する食事の提供及び生活必需品の配達等を直接実施するなど、関係機関と連携して、要援護者の生活支援に係る総合調整を行う。(健康福祉部、関係部署)
- ③ 市は、特措法第 45 条に基づく、学校、保育所等の使用制限の要請等が実施された場合、勤務等の都合により止むを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、状況によっては、一部の保育所等を開所することを検討する。(健康福祉部、教育委員会、関係部署)
- ④ 市は、特措法第 45 条に基づく、老人福祉施設及び障害者福祉施設等の社会福祉施設(通所及び短期入所系サービスに限る。)の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。(健康福祉部、関係部署)

(4) 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、国、岡山県からの要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。(健康福祉部)
- ② 市は、国、岡山県からの要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(健康福祉部、関係部署)

(5) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律」に基づく特例措置を指定した場合には、市は、それに基づいて必要な対応を行う。(関係部署)

(6) 金銭財務の支払猶予等

国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、経済の秩序が混乱するおそれがある場合には、その対応策を速やかに検討することとしており、市は必要な対応を行う。(関係部署)

小康期

目的：

- 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

1 実施体制

(1) 基本的対処方針の変更

国は、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示することとしており、県は、県対策本部において対策の基本的対処方針を変更することとしている。

(2) 緊急事態解除宣言

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行うこととしている。

(3) 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ見直しを行う。(健康福祉部、関係部署)

(4) 市対策本部の廃止

市は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止するとともに、あわせて周知広報を行う。(健康福祉部、関係部署)

2 情報収集・情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(関係部署)

(2) 情報共有

市は、国、岡山県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。(健康福祉部)

3 まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策

市は、流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、拡大防止策を見直し、改善に努める。

4 予防接種

(1) 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
(健康福祉部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び岡山県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

5 医療

(1) 医療体制

市は、岡山県等と連携、協力して、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(健康福祉部、関係部署)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 市民への呼びかけ

岡山県が、必要に応じ、引き続き、県民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請した場合、市は、適宜協力する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

市は、国及び岡山県等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(健康福祉部、関係部署)

【参考資料—1】

特定接種の対象となり得る地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
救急	区分1	消防庁
消火、救助等	区分2	

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) 医療分野：新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型

(2) 国民生活及び国民経済安定分野：社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

【参考資料—2】

○浅口市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 27 日

条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、浅口市新型インフルエンザ等対策本部(法第 34 条第 1 項の規定により本市に設置される同項の市町村対策本部をいい、以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 対策本部の長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

【参考資料—3】

○浅口市新型インフルエンザ対策本部設置要綱

平成 21 年 5 月 1 日

訓令第 9 号

改正 平成 22 年 8 月 1 日訓令第 10 号

改正 平成 26 年 6 月 19 日訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、新型インフルエンザの発生により市民生活に重大な影響が及ぶ恐れがある場合において、迅速かつ的確な感染拡大防止対策等を実施し、市民の健康保持と社会機能の維持に万全を期することを目的に設置する浅口市新型インフルエンザ対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本部は、新型インフルエンザが市内で発生した場合又は発生する恐れがある場合に設置する。

(所掌事務)

第 3 条 本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内発生に備えた総合的な対策に関すること。
- (2) 市内発生時の健康被害対策に関すること。
- (3) 市内発生時の感染拡大防止に関すること。
- (4) 市内発生時の社会機能維持に関すること。
- (5) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (6) その他本部の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 4 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、対策本部を主宰する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、健康福祉部を担当する副市長が、その職務を代理する。
- 5 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部の設置)

第5条 本部に、危機管理部を置く。

2 危機管理部は、部長、副部長及び第3条各号に掲げる事項を所掌する班をもって構成する。

3 部長は、健康福祉部を担当する副市長を、副部長は健康福祉部長をもって充てる。

4 班の名称及び構成部課並びに所掌事務は別表第2に掲げるとおりとし、各班に班長を置く。

5 各班長は、部長の指示により班体制を整備し、所定の所掌事務を実施する。

(本部の解散)

第6条 本部長は、新型インフルエンザによる危機が解消されたと認めるときは、本部を解散する。

(関係機関との連携及び協力要請)

第7条 本部長は、迅速かつ適切な感染拡大防止対策等が実施できるよう、県及びその他関係機関と連携に努めるものとする。

2 本部長は、感染拡大防止対策等に必要があると認めるときは、県及びその他関係機関に対して協力を要請するものとする。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、健康福祉部健康推進課において行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部及び危機管理部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成22年8月1日訓令第10号)

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成26年6月19日訓令第7号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

理事

企画財政部長

生活環境部長

健康福祉部長

産業建設部長

参与
 上下水道部長
 教育次長
 金光総合支所長
 寄島総合支所長

別表第2(第5条関係)

班名等	所掌
総括班 健康推進課長(班長) 健康推進課 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連絡及び調整に関すること。 ・ 本部内の連絡及び調整に関すること。 ・ 情報の収集及び管理に関すること。 ・ 市民の健康管理に関すること。 ・ 予防接種に関すること ・ 高齢者を除く要支援者等の生活支援に関すること。
生活支援班 高齢者支援課長(班長) 高齢者支援課 総合支所健康福祉課・市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の生活支援に関すること。
広報班 政策課長(班長) 政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関等への広報調整に関すること。 ・ 風評被害の防止に関すること。 ・ 市民への情報伝達に関すること。
市民相談班 市民課長(班長) 市民課 税務課 総合支所市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民からの相談に関すること。 ・ 遺体の埋葬及び火葬の許可について臨時的窓口の設置及び運営に関すること。
学校・園等対策班 学校教育課長(班長) 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児、児童生徒、教職員の安全・衛生確保に関すること。 ・ 文化施設、体育施設等の安全・衛生確保に関すること。 ・ 学校、幼稚園、保育所等の運営に関すること。

<p>教育総務課 こども未来課 文化振興課 生涯学習課 教育委員会分室</p>	
<p>社会機能対策班 産業振興課長(班長) 産業振興課 建設課 建設業務課 まちづくり課 工業団地推進室 環境課 水道課 下水道課 会計課 農業委員会事務局 総合支所産業建設課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業活動への影響等の調査に関する事。 ・ 移動制限、建物等立入制限に関する事。 ・ 汚染された物件の廃棄等に関する事。 ・ 汚染された場所の消毒に関する事。 ・ 食料及び生活必需品の安定供給等に関する事。
<p>調整班 総務課長(班長) 総務課 財政課 地域創造課 議会事務局 総合支所市民生活課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理に関する総合調整に関する事。 ・ 地元警察署、消防署等との連絡調整に関する事。 ・ 自衛隊等への派遣要請、受入れ対応に関する事。 ・ 動員者等の調整に関する事。 ・ 非常用食料の備蓄及び供給体制の調整に関する事。 ・ ライフライン事業者との連絡調整に関する事。

【用語解説】

※アイウエオ順

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

県が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○个人防护具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

○指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、政令で定めるもの以外で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。

○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

平成21年4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、平成23年3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○登録事業者

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルス

が人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○パンデミック

感染症の世界的大流行

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。